

法人会ニエス

2005 5

江東 ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

浮世絵

恋合端唄尽

三代歌川豊国画
大判錦画三枚続

三代歌川豊国(天明6年〜元治元年
(1786〜1864))は現江東区の出
身で初代豊国の門人である。

五渡亭国貞の名で浮世絵界に活躍、
数多くの作品を残した。五つ目の渡し
(現五ノ橋辺り)の株をもって住んでい

たので、五渡亭と称した。のち亀戸天
神前に移り住み亀戸豊国ともいう。

彼の人気と実力が、「歌川派にあらざ
ば浮世絵師にあらず」とまで言われし
た。墓は光明寺(亀戸3丁目)で墓石
の文字は蜀山人の筆跡である。



新緑の候、社団法人江東東
 法人会会員の皆様方におかれ
 ましては、益々ご清栄のこと
 とお慶び申し上げます。
 事務行政につきまして、日
 頃から格別のご理解とご協力
 を賜り厚く御礼申し上げます。
 平成16年分確定申告は、所
 得税・贈与税の確定申告が3
 月15日、個人事業者に係る消
 費税は3月31日をもちまして、
 無事終了することができまし
 た。

これらひとえに皆様方のご
 支援の賜物と、心より厚く御
 礼申し上げます。

江東東法人会には、会報「江
 東ひがし」を通じての自書申
 告・早期提出等の広報活動に
 加え、2月16日の確定申告の
 初日には渡辺会長をはじめ、
 法人会役員の皆様方に申告書

の早期提出にご協力いただき、
 大変感謝しております。
 また、青年部会の役員の皆
 様方には、お仕事のお忙しい
 中にもかかわらず、2月16日
 と3月8日の二日間にわたり、
 法人会広報車による「確定申
 告書の早期提出」を呼びかけ
 ていただきました。

両日は私どもの法人担当の
 恒吉副署長が広報車に乗乗さ
 せていただき、亀戸・大島及
 び砂町地区を青年部会の役員
 の皆様方といっしょに広報活
 動に回らせていただきました。
 青年部会の役員の皆様方に
 は、本当にお疲れ様でござい
 ました。重ねて御礼申し上げ
 ます。



楽太郎師匠も役員と一緒に早期提出

青年部会が広報車で管内を巡回し、 「早期提出」「自書申告」をPR!



出発前に署の方々と



管内を巡回中

に、納税環境の充実を図り、
 より一層信頼される税務署と
 なるよう努力をいたす所存で
 ございますので、江東東法人
 会の皆様方におかれましても
 より一層のご理解、ご支援を
 賜りますようお願い申し上げ
 ます。
 最後にになりましたが、会員
 の皆様方のご健勝と事業のご
 発展を祈念申し上げます。
 私の御礼の挨拶とさせていただきます。



江東東税務署長

栗原 勇



5月27日(金) 通常総会を開催

第380回定例理事会は去
 る4月22日(金)に開催され、次
 の通り審議可決された。

審議可決事項

(一) 会員増強功労支部に対する
 感謝状の受彰支部名は次の通
 り
 亀戸第五、亀戸西六、亀戸
 第八、大島第三、大島第五、
 北砂第一、北砂第二、東砂第
 一、南砂第一、新砂の合計10
 支部

第39回通常総会
 日 時：5月27日(金)
 午後3時30分
 会 場：アンフェリシオン
 5階
 会 員 午後5時45分 4F
 交流会 (会費無料)

平成17年度税制改正について 税務研究部会研修会

2月研修会が2月23日(金)、
 総勢30名が参加して開催され
 た。講師は野村審理担当上席
 調査官で、研修テーマは「平
 成17年度税制改正」である。

主な内容は以下の通り。

〈企業関連税制〉(1)人材投資
 促進税制の創設…①当期の
 教育訓練費が、
 直前2期分の
 教育訓練費の
 平均額を超え
 た場合、その
 超える部分の
 25%相当額を
 税額控除でき
 る。(上限は、



改正点を詳しく解説

当期法人税額の10%) ②(1)
 の基本制度とは別に) 中小企
 業への特例もあり、選択制に
 なる。③講師料・教材費・外
 部施設使用料・研修参加費・
 研修委託費用等が対象となる
 費用。(2)設備投資減税の拡充
 ……従来の資本金要件が撤廃
 され一定の中小法人で、取得
 価額の30%の特別償却が7%
 の税額控除を選択できる。個人
 所得課税(3)定率減税が半
 減…①平成18年1月から、
 所得税額の20%が10%に。②
 税額表も改正される。〈金
 融・証券税制〉(4)タンス株式
 等を特定口座へ受け入れる場
 合、みなし取得
 価格は認めら
 れない。(5)特定口
 座で管理され
 ていた株式が、清
 算結了により無
 価値化した場合
 株式等の譲渡損
 失とみなせる。

〈住宅税制〉(6)中古住宅の特例
 ……新耐震基準を満たす中古住
 宅を購入した場合、築後年数
 に関係なく、住宅ローン減税
 等の特例措置が適用できる。
 今回も盛り沢山だったが、
 知っているのと減税できる改正
 点は心に留め、是非、役立て
 て戴きたいと思った。

亀戸駅北口へ全員集合!

第16回 『まちをきれいに』

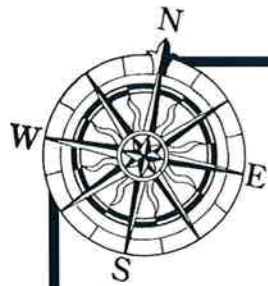
日 時：5月22日(日) 午前9時30分より
 場 所：亀戸駅北口周辺を実施
 会員の皆さん体験してみませんか、参加自由です。

ユニホーム・清掃用具等用意しておりますので、活動しやすい服装でお越しください
 ますようお願い申し上げます。雨天の場合は5月29日(日)に順延になります。



現在開催中
 の愛知万博で
 は「自然との
 共生」という
 キーワードを

意識した会場作りがされてい
 る。▼以前「自然の中に自分
 がいて自分も自然の一部と考
 えるのではなく、しっかりと
 自分の足で立ち、自然と向か
 い合って初めて自然を知る」
 と学習したことがある。▼せ
 っかく、今の時代を生きても
 るのだから、「社会と共生」と
 いう型を求めてみたいと思う。
 ▼大リーグで大活躍するイチ
 ロー選手は「まず自分の理想
 とするフォームや動きをイメ
 ージする。その一方で、もう
 一人の自分」が実際の動きを
 モニターし、理想との違いを
 見極めフィードバックして、
 改善を加える」というトレイ
 ニングを繰り返し、常に今あ
 る自分を超越して行こうとし
 ている。▼そういう人達とこの
 地上に共生できることはすご
 いことであり、自分も頑張ら
 ないと思う。
 (☆)





平成17年度 税制改正


政府の基本方針決まる!

政府は、平成17年1月17日、平成17年度税制改正の要綱をとりまとめました。主な内容につきましては、若干変更となる場合がありますので、取り扱いにはご注意ください。また、取り扱いはご注意いただきますようお願いいたします。



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
〈NPO税制〉 認定要件等の緩和 ●パブリックサポートテスト	総収入金額に占める寄附金総額の割合が1/5以上であること。(平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期限措置)	左記の割合が直前2事業年度の平均の割合により算定。	その他、事業費総額のうち特定非営利活動事業費の占める割合要件(80%以上)、受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充当する要件について直前2事業年度の平均により算定。
●公益的な活動の制限にかかる要件	事業活動のうち公益的な活動の占める割合が50%未満であること。	●会員等の範囲から単なる顧客を除外 ●ネットワーク型NPO法人の会員等に対する助成事業のうち特定公益増進法人又は認定NPO法人が参加する事業を公益的活動の範囲から除外。	
●役員及び社員の親族に係る要件	親族の範囲は、配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族。	親族の範囲を配偶者及び三親等以内の親族に限定。	
●寄附金控除の控除対象限度額(所得税)	総所得金額の25%	同 左 30%	
〈政策税制〉 ●人材投資(教育訓練)促進税制の創設		「人づくり」を支援する制度として、以下の制度を創設。 ●過去2年間に教育訓練費の平均を基準とし、増加額の25%を法人税から控除。(当期の法人税額の10%相当額が限度) (中小企業者等の特例) 中小企業者等については、上記の制度の適用に代えて各事業年度の所得金額の計算上損金に算入される教育訓練費に対し、以下の控除率による税額控除を認める。ただし、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。	この制度は、平成17年4月1日以降に始まる3年間の事業年度に適用。 対象となる教育訓練費は講師などの経費や教材費、外部施設の使用料、講座などの受講費用、外部の教育機関への研修委託費。 (※)教育訓練費増加率とは、当期の教育訓練費の額からその直前2年以内に開始した各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を控



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
		●教育訓練費増加率(※)が40%以上の場合 20% ●教育訓練費増加率が40%未満の場合 50%	除した金額の平均額に対する割合。
●債務免除益の課税軽減策	金融機関の債権放棄によって生じる債務免除益は法人税法上課税。 法的整理を受けた場合だけ不動産などの資産評価損と相殺可。	債権放棄を受けて再生を目指す企業が、私的整理の場合にも保有不動産などの評価損を課税対象の債務免除益から差引可能。	この規定の適用を受ける場合は、繰越欠損金のうち青色欠損金等以外の欠損金を優先して控除。(債務免除益等の額を限度)
〈個人所得課税〉 ●定率減税の縮小	所得税額の控除率 20% 控除限度額 25万円 個人住民税 15% 控除限度額 4万円	同 左 10% 同 左 12.5万円 同 左 7.5% 同 左 2万円	所得税については平成18年1月から、個人住民税については、平成18年6月徴収分から実施。
●個人住民税	年令65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置がある。	左記の非課税措置を廃止。 	この改正は、平成18年度分以後の個人住民税について適用。ただし経過措置として平成17年1月1日において65歳に達していた者であって前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、平成18年度分については所得割および均等割の税額の2/3、平成19年度分については同1/3を減額する措置を講ずる。
		フリーターなど短期労働者への課税について、課税の基準日となる1月1日時点で給与を受けていない場合は、市長村へ給与支払報告書の提出義務がなく、事実上課税漏れとなっている。	左記の短期労働者への課税については課税の基準日(1月1日)に給与を受け取っていない人でも市長村への給与支払報告書の提出を義務づけ、課税漏れの防止を図る。
●中古住宅へのローン控除拡大	以下の要件を満たす場合、住宅ローン控除の適用がある。 ●木造住宅 築20年以内 ●鉄筋コンクリート造り住宅等 築25年以内	同控除の拡大要件として以下が付加される。 ●木造住宅等で築25年超又は鉄筋コンクリート造り住宅等は25年超の場合 新耐震基準に適合していること。	この改正は、平成17年4月1日以後に既存住宅を取得し、自己の居住の用に供する場合に適用。
〈金融証券税制〉 ●特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例	平成16年12月末までの措置として以下の取り扱いが可能。 ●個人投資家が自宅などで保有する「タンス株」の特定口座への預入が可能。取得価格が不明の株券については、「みなし取得価格」を採用できる。	預け入れる際の制度が変更。「みなし取得価格」は廃止され、今後は取得価格が明確にわかる株券に限定して預入可能となる。	この改正は、平成17年4月1日から平成21年5月31日までの措置。
●金融先物取引	金利や為替先物取引に係る利益への課税は総合課税。	金融先物取引による利益への課税は総合課税から分離課税(税率は一律20%)へ変更。	この改正は、平成18年1月1日以後の取引に適用。

★この記事についての問い合わせ先 (社) 東京法人会連合会 TEL.03-3357-0771 '05.1

『報償関係の取扱い』を研修

源泉部会 研修会



講師 林 統括官

3月研修会は3月23日(水)、講師に林法人課税第2統括官を迎え、総勢25名が参加して開催された。内容は2部構成。

まずは、『税務調査から見た誤り易い事例』として、報償関係(経済的利益)の研修である。以下に、取扱事例とそれに対する判断を述べる。(1)勤務成績の優良な使用者に支給する表彰金。(2)作業ミスの発見者へ支給する奨励金。(3)勤務時間の内外を通じて品質管理活動を行っている各グループへの社内提案制度に基づく表彰金……いずれも**通常の職務の範囲内の業務**に基づく支給だから、源泉徴収する。(4)営業成績優良者を抽選により、海外旅行に招待した場合……職務の対価の性質を有す

るから、源泉徴収する。(5)火事による被害を軽微にした、使用人の機敏な措置への謝礼金。(6)経理課社員による、事務合理化に関する提案に対する賞金……いずれも一時所得であり、源泉徴収する必要はない。(7)経理課社員の通常の職務は記帳事務であって、一般の提案制度に基づく賞金は通常の職務の範囲内の行為(でない)。(7)叙勲を受けた創業者を称える為の100万円相当の記念品……会社が支給する創業記念品に課税しない条件は、特定の者のみを対象とせず、且、その金額が1万円以下(少額である)として源泉徴収する。盛り沢山の内容だったが、



報償関係のポイントを理解

通常の職務の範囲内の行為か・金額が少額であるか……等がポイントだと述べられた。次に「海外取引での誤り易い事例」を、海外法人にソフトウェアの製作を委託し完成品を納入しているケース等で研修した。外国法人との取引で源泉徴収を行う必要がある取引として、工業所有権・著作権・機械等作権・機械等の使用料のケースがある。例題の場合、著作権の使用料条項に該当するから代金の100%を送金してはいけない。そして取引内容が同じでも、相手国が異なると源泉徴収する範囲が変わる場合もあり、租税条約のチェックも必要だと述べられた。該当する取引では参考にして戴きたいと思った。

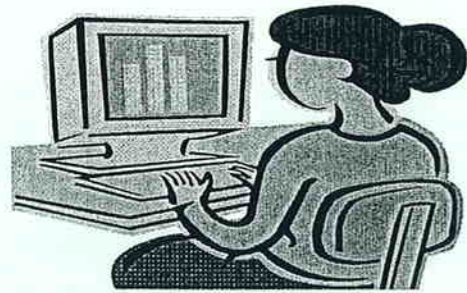
新会員の紹介 (平成17年2月~3月入会)

支部	法人名	代表者名	所在地	電話
亀戸第1支部	ハザマ興業(株)	野村 裕 司	亀戸1-38-4 朝日生命江東ビル	5626-7130
亀戸第5支部	防災エンジニアリング(株)	松 下 栄 次	亀戸5-2-3 さくら亀戸ビル	5628-2500
大島第3支部	(有)五万石	石 川 芳 子	大島3-12-19	5609-1521
大島第3支部	(有)ゆうゆう	木 村 和 子	大島3-18-10	5626-5645
東砂第3支部	(有)ゼロ・ファースト・ファクトリー	望 月 俊 明	東砂7-2-12	5683-3589
南砂第1支部	大江戸タクシー(株)	永 峯 一 浩	南砂1-23-15	5677-5871
南砂第3支部	(有)柴田製作所	柴 田 泰 男	南砂5-1-4-510	3644-0395

会員募集中! 「あなたのお口添えを」

インターネット利用者の方へ

最近ではインターネットが普及して、生活の一部になってきましたね。オークションに出品したり、アフィリエイトのような広告サイト等のインターネット取引で収入を得ている人も多いかと思えます。ところで、インターネットを利用した取引でも一定額以上の所得がある方は、申告が必要になることをご存じでしたか。また、場合によっては消費税の申告が必要になることもあります。詳しくは税務署・税務相談室までお尋ねください。



Q イータックスで申告するには何を準備したらいいの?

A 次の準備が必要です。

- ① インターネットに接続されたパソコンを準備します。
- ② 開始届出書と本人確認書類(住民票の写しなど)を税務署へ送付又は持参します。
- ③ 税務署から利用者識別番号等の通知書とe-TaxソフトのCD-ROMが送付されます。
- ④ e-Taxを利用する際に必要な電子証明書などを登録します。

詳しくは、e-Tax ホームページを御覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

注:アフィリエイトとは、企業と契約して自分の運営するWEBサイトに自分で選んだ広告を掲載し、自分のWEBサイトにアクセスしてきたユーザーが、その広告を経由して商品を購入するなど条件を満たした場合に企業から報酬が支払われるシステムのことです。

税の豆知識

税の豆知識

平成17年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院・国税庁では、下記のとおり「平成17年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」を行います。ご興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

◇ 受 験 資 格 昭和60年4月2日から昭和63年4月1日生まれの者

◇ 試 験 種 目 第1次試験 教養試験、適性試験、作文試験
第2次試験 人物試験、身体検査

◇申込書交付期間 5月9日(月)~6月28日(火)

◇申込書受付期間 6月21日(火)~6月28日(火)

◇ 試 験 日 第1次試験 9月4日(日)
第2次試験 10月13日(木)~10月20日(木)のうち指定する日

◇最終合格者発表日 11月10日(木)

◇お問合わせ先 江東東税務署・総務課(Tel 3685-6311)まで

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

都税だより

都税事務所からのお知らせ

◎5月には、自動車税の納期です。

自動車税納税通知書は、5月2日(月)に発送します。

納期限は、5月31日(火)です。

東京都の自動車税はコンビニエンスストアでも納付できます。ご利用可能なコンビニは以下のとおりです。また、郵便局は、全国どこでも自動車税を納めることができます。

○自動車税を納付できるコンビニエンスストア

サークルK
サンクス
セブンイレブン
ファミリーマート
ミニストップ
ローソン

☎ 東京都江東区税務事務所
(3637) 7121

行事予定

5月

10日(火)	北砂第1・第2・第3・第4支部研修会 研修内容「会社取引をめぐる税務」PART2 講師 江東東税務署審理担当官	午後6時	砂町文化センター
11日(水)	新設法人説明会 研修内容「新設法人のための会社の税金」 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東税務署 1階会議室
13日(金)	IT部会	午後12時15分	法人会館
18日(水)	源泉部会研修会並びに第31回通常総会	午後3時	アンフェリシオン
20日(金)	第381回理事会	午後3時	法人会館
22日(日)	第16回社会貢献活動「まちをきれいに」	午前9時30分	亀戸駅北口周辺
27日(金)	第39回通常総会	午後3時30分	アンフェリシオン

6月

3日(金)	決算法人説明会 研修内容「会社の決算・申告の実務」 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東税務署 1階会議室
4日(土) ～5日(日)	女性部会一泊研修会		伊豆熱川・福島屋
8日(水)	南砂第3支部・新砂支部研修会 研修内容「会社取引をめぐる税務」 講師 江東東税務署審理担当官	午前10時30分	南砂区民会館
16日(木)	南砂第2支部研修会 研修内容「会社取引をめぐる税務」 講師 江東東税務署審理担当官	午前10時30分	南砂西四集会所
22日(水)	第382回理事会	午後3時	法人会館

7月

4日(月)	決算法人説明会 研修内容「会社の決算・申告の実務」 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東税務署 1階会議室
12日(火)	IT部会	午後12時15分	法人会館
21日(木)	源泉部会研修会	午後2時	法人会館
28日(木)	第383回理事会	午後3時	法人会館

●役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。

管内法人数 5,760社 法人会員数 2,830社 加入率 49.13% (平成17年3月31日現在)

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>